

R5～R7年度限定

新規モデル事業

阿波市移住支援活動

事業補助金



移住支援団体が行う移住者支援や移住定住促進を目的とした
優れた取り組みに対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

◆補助率・補助限度額

補助対象経費の10分の10（上限10万円）

◆令和5年度申請受付期間

令和5年4月3日（月）～4月28日（金）

◆提出書類

- ①阿波市移住支援活動事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②移住支援団体事業計画書（様式第2号）
- ③移住支援団体収支予算書（様式第3号）
- ④移住支援団体構成員名簿（様式第4号）
- ⑤移住支援団体規約、会則等

※対象団体等詳しくは、裏面の募集要領をご覧ください。

【書類提出・問い合わせ先】

阿波市企画総務部 企画総務課 地方創生推進室 窓口番号③2

〒771-1695

阿波市市場町切幡字古田 201-1

TEL0883-36-8707 Fax0883-36-8760

令和5年度阿波市移住支援活動事業募集要領

1 補助対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 補助対象事業

移住者支援や移住定住促進を目的とし、主な活動が次のいずれかに該当するもの

- ① 移住者の定住促進や地域住民との交流を目的とした活動
- ② 空き家物件の掘り起こしや空き家整理の補助等

3 補助対象団体

移住者支援や移住定住促進を目的とした活動を行う団体で、次の要件全て満たすもの

- ① 阿波市内に事務所及び主たる活動の拠点があること。
代表者は阿波市に住所を有するものとする。
- ② 組織の運営に関する規約、会則等が定められ、会計書類が適正に整備されていること。
- ③ 5人以上の会員で構成されている団体であり、阿波市民が過半数を超えること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業になりません。

- ① 政治活動、宗教活動を目的としたもの。
- ② 国、地方公共団体又は公益団体等から当該事業に助成等を受けているもの。
- ③ 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが不相当であると認められるもの。

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業に直接的に必要なものとします。

領収書など支払いが証明できる書類がないものは補助対象になりません。

補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

5 認定審査

提出された申請書等をもとに、審査委員会において審査し、認定を行います。

審査委員会では、応募団体から事業内容についてヒアリングを行うため、代表者等に審査委員会へ出席していただきます。

認定結果の内示後、認定された団体に交付決定を行います。